

## 重要なお知らせ

2020年3月1日

エコマーク使用契約者  
ご担当者 各位

(公財) 日本環境協会  
エコマーク事務局

### エコマーク商品類型（認定基準）の有効期限の延長のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素はエコマーク事業につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2022年3月までに有効期限を迎える下表の商品類型につきましては、ガイドラインに従って見直しの検討を行なった結果、有効期限を延長することになりましたのでご案内申し上げます。

なお、関係者と協議の上、必要に応じて新 Version 認定基準の策定や部分改定を順次進める予定です。

類型番号	商品類型名	(新) 有効期限	(旧) 有効期限
106	情報用紙 Version3	2026年 4月30日	2021年 4月30日
107	印刷用紙 Version3	2026年 4月30日	2021年 4月30日
109	タイル・ブロック Version2	2026年 8月31日	2021年 8月31日
113	包装用紙 Version3	2026年 4月30日	2021年 4月30日
114	紙製の包装用材 Version2	2026年 6月30日	2021年 6月30日
127	消火器 Version2	2027年 3月31日	2022年 3月31日
136	リユース製品 Version1	2026年 8月31日	2021年 8月31日
155	複写機・プリンタなどの画像機器 Version1	2026年 4月30日	2021年 4月30日

#### 【有効期限の延長に伴うエコマーク認定期間などについて】

上表に該当する認定商品のエコマーク認定期間は、延長後の有効期限まで継続されます。

今後、「有効期限延長のご連絡」、及び有効期限延長後の「エコマーク商品認定証」をエコマーク支払担当者様宛に順次送付させていただきます。なお、「エコマーク使用基本契約書」及び「商品目録」につきましては、改めて取り交わし（もしくは再発行）を行いませんので、ご了承下さい。今後とも、エコマーク事業にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

#### 《本件に関するお問い合わせ先》

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 契約・監査課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMM ビル 5階

TEL : 03-5829-6286 代表メールアドレス : [info@ecomark.jp](mailto:info@ecomark.jp)

ウェブサイト : <https://www.ecomark.jp>